

働き方改革関連法 労務管理及び 中小企業の経営力強化セミナー

おすすめ

労務のポイントは次のとおりです。対応はおすすめですか！

- 1 時間外労働の上限規制の導入、
- 2 年次有給休暇の確実な取得（毎年5日、時季指定）、
- 3 正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止（同一労働同一賃金）



この機会に、就業規則や書式の整備、紛争の予防、法令順守や経営力強化などの対策をしませんか！

昨年4月より、働き方改革関連法がスタートし、有給休暇の取得が義務化され最低5日を取得させなければなりません。また、本年4月から「残業時間の上限規制」が中小企業にも適用されることになり、企業にとっては厳しい内容ですが順守しなければ罰金が科せられます。

そこでセミナーでは、法改正の概要と企業はどのように対応すべきか書式例、規制例を交えながら解説しますのでこの機会に経営力の強化に努めましょう！

日時

9月28日(月) 18:30～

場所

伊予商工会議所 会議室

受講料

無料

申込

下記申込書に必要事項をご記入頂き、FAX983-2227にてお申込みください。



<講師>

にしむら しゅうぞう

西村 修造

社会保険労務士・中小企業診断士

法政大学経営学部を卒業後、カネボウ化粧品販売㈱に入社し、平成17年に西村経営事務所を設立。中小企業の経営、人事、労務など様々な問題を解決するなど経営支援を行っている。

主催 伊予商工会議所 TEL982-0334

働き方改革関連法 労務管理及び中小企業の経営力強化セミナー 受講申込書

伊予商工会議所行き

FAX983-2227

事業所名		携帯番号	
所在地		F A X	
受講者			

※ご記入いただきました情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供以外には使用しません。